



野生動物による鳥獣被害を防ぐために 鳥獣被害対策の「3本柱」

☎農林課林政鳥獣対策係(☎内線2618)

1の柱…「個体管理」

1の柱は有害鳥獣の捕獲です。市は、有害鳥獣の適切な捕獲を行っています。下表が過去5年の実績です(令和5年度は4/1～2/29まで)。

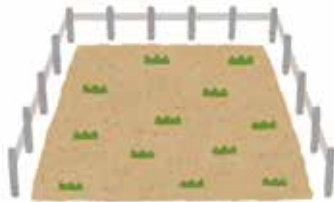
また、捕獲用のワナや檻を皆さんの土地に設置させていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

単位：頭

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	1001	286	309	552	566
シカ	90	120	152	262	249
アライグマ	204	219	161	304	285
ハクビシン	123	170	147	211	136
サル	29	11	12	28	77
タヌキ	97	82	87	135	109



2の柱…「侵入防止対策」



2の柱は侵入防止柵の設置や獣の追い払いです。イノシシやシカ、ニホンザルなどが農地に侵入できないように、電気柵などを設置して、餌場と認識させないことが重要です。また、人間の生活圏が嫌な場所と意識づけるための追い払い行為も効果があります。

電気柵など防除資材の購入補助制度もあります。詳しくは農林課までご連絡ください。

3の柱…「生息環境管理」

3の柱は有害鳥獣の餌場や隠れ場の管理です。食べたりしない栗や柿などの放任果樹は格好の餌場と認識されており、定期的に来てきます。

管理していない果樹は、餌付けするのと同じです。自分の土地の放任果樹は伐採しましょう。また、耕作放棄地も恰好の隠れ場、住み家となります。耕作していない土地でも定期的に管理しましょう。

⚠️ 「3本柱」の不安材料



① 個体管理の不安材料

捕獲の担い手の高齢化が進み、特に銃を使った猟を行うことができる人材が減少している。

② 侵入防止対策の不安材料

野菜くずなどの投棄による獣の誘因や、間違った電気柵の使用。被害地域での無策の耕作。※無策の耕作は餌付けと同じ

③ 生息環境管理の不安材料

過疎化や耕作者の高齢化による耕作放棄地の増加。

有害鳥獣被害は待ったなし！できることから始めませんか？

☎ 応答・申込方法
📅 日程
🕒 時間
📅 期間
📍 会場・場所
👤 対象・資格
☎ FAX
📧 電子メール
🏠 ホームページ
📄 他